

木造軸組工法を用いた住宅の省令準耐火構造の仕様

第1 対象となる住宅

- 1 本仕様は、木造軸組工法を用いた住宅に適用する。
- 2 本仕様は、すべての構造耐力上主要な部分の軸組材に、製材、集成材又は単板積層材の材料を用いた住宅を対象とする。ただし、第12の6に定める鉄筋コンクリート造としたものについては、この限りではない。

第2 屋根、外壁及び軒裏

- 1 屋根は、次のいずれかとする。
 - (1) 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造るか又は葺く。
 - (2) 準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とする。
 - (3) 耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50ミリメートル以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。
 - (4) 前各号に定めるもの以外の仕様とする場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第136条の2の2第1号及び第2号の規定に適合するものとして国土交通大臣が認めるものとする。
- 2 外壁及び軒裏は、次のいずれかとする。
 - (1) 防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ。）とする。
 - (2) 建築基準法第2条第8号の規定に基づき国土交通大臣が認めるもの（以下「防火構造の認定を受けたもの」という。）とする。

第3 界壁以外の部分の内壁

- 1 外壁の室内に面する部分の防火被覆又は構造は、次のいずれかによる。ただし、外壁を防火構造の認定を受けたものとする場合は、2の(3)又は(4)とすることができる。また、防火被覆材の留付方法は、第7による。
 - (1) 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード（JIS A 6901（せっこうボード製品）に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）張り
 - (2) 厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボード（JIS A 6901（せっこうボ

- ード製品)に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。)張り
- (3) 厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り
- (4) 防火構造
- 2 1以外の室内に面する壁の防火被覆又は構造は、次のいずれかによる。防火被覆材の留付方法は、第7による。
- (1) 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード張り
- (2) 厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボード張り
- (3) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り
- (4) 厚さ7ミリメートル以上のせっこうラスボード(JIS A 6901(せっこうボード製品)に規定するせっこうラスボードをいう。以下同じ。)張りの上に厚さ8ミリメートル以上のプaster塗り
- (5) 防火構造
- 3 柱及び間柱と1及び2の防火被覆材の間に面材(以下「補助面材」という。)を設ける場合は、次のいずれかとし、その厚さは、9ミリメートル以上とする。
- (1) 構造用合板(日本農林規格(昭和44年農林水産省告示第1371号)に規定する構造用合板をいう。)
- (2) 構造用パネル(日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネルをいう。)
- (3) ミディアムデンシティファイバーボード又はハードファイバーボード(JIS A 5905(繊維板)に規定するミディアムデンシティファイバーボード又はハードファイバーボードをいう。)
- (4) パーティクルボード(JIS A 5908(パーティクルボード)に規定するパーティクルボードをいう。)
- (5) 木質系セメント板(JIS A 5404(木質系セメント板)に規定する木質系セメント板をいう。)で不燃材料又は準不燃材料であるもの
- (6) パルプセメント板(JIS A 5414(パルプセメント板)に規定するパルプセメント板をいう。)で不燃材料又は準不燃材料であるもの
- (7) 繊維強化セメント板(JIS A 5430(繊維強化セメント板)に規定する繊維強化セメント板をいう。)で不燃材料又は準不燃材料であるもの(スレートの波板を除く。)
- (8) 火山性ガラス質複層板(JIS A 5440(火山性ガラス質複層板(VSボード))に規定する火山性ガラス質複層板をいう。)で不燃材料又は準不燃材料であるもの
- (9) せっこうボード製品(JIS A 6901(せっこうボード製品)に規定するせっこうボードをいう。)で不燃材料又は準不燃材料であるもの

第4 界床以外の部分の天井

1 上階に床がない部分の天井

室内に面する天井の防火被覆は、次のいずれかとする。防火被覆材の留付方法は、第8による。

- (1) 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード張り
- (2) 厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボード張り
- (3) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り
- (4) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード張りの上に厚さ9ミリメートル以上のロックウール化粧吸音板（JIS A 6301（吸音材料）に規定するロックウール化粧吸音板をいう。以下同じ。）張り

2 上階に床がある部分の天井

室内に面する天井の防火被覆及びその留付方法は、次のいずれかとする。

- (1) 2枚張りの場合
防火被覆は、1の(3)又は(4)のいずれかとし、防火被覆材の留付方法は、第8の2による。
- (2) 天井の防火被覆材の耐火性能を強化する場合
防火被覆材は、1の(2)とし、防火被覆材の留付方法は、第8の1による。

3 上階に床がある部分の天井の防火被覆材の裏面又は目地部分に次のいずれかの措置を講ずる。

- (1) 防火被覆材の裏面に、厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ100ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）のいずれかを充填する。
- (2) 防火被覆材の目地部分には当て木を設ける。当て木は、短辺が30ミリメートル以上で、断面積が1,140平方ミリメートル以上の木材若しくは鋼材又は厚さ0.4ミリメートル×幅90ミリメートルの鋼板とする。なお、野縁又は野縁受けのうち、短辺が30ミリメートル以上で、断面積が1,140平方ミリメートル以上のものは、当て木に代えることができる。

第5 界壁

住宅相互間の界壁の構造は、次のいずれかとする。

1 1時間準耐火構造（建築基準法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）

2 次の(1)から(4)までに適合するものとし、小屋裏又は天井裏まで達せしめる。

- (1) 界壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないものとする。）を100ミリメートル以上とする。
- (2) 界壁の内部には、厚さ25ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.02

- 以上)又は厚さ25ミリメートル以上のロックウール(かさ比重0.04以上)を入れる。
- (3) 界壁の両面は、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚張りとする。
- (4) せっこうボードの留付方法は、第7の3による。

第6 界床

住宅相互間及び住宅と住宅が共用する廊下、階段等の部分(共用部分)と住宅の間の界床の構造は、1時間準耐火構造の床による。

第7 壁張り

- 1 界壁以外の部分の室内に面する壁の防火被覆材を1枚張りとする場合の下地及び留め付けは、次による。ただし、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築基準法施行令第46条第4項表一の(八)の規定に適合する旨の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁の場合の留め付けに用いる釘等及び留付方法は、当該認定を受けた仕様による。
- (1) 防火被覆材は、柱、間柱その他の垂直部材及び土台、梁、胴差その他の横架材に留め付ける。留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。
- ア GNF40
 - イ 長さ40ミリメートル以上のステーブル
 - ウ 長さ28ミリメートル以上の木ねじ、タッピンねじ
 - エ アからウに掲げるものと同等以上の品質、寸法の留め金具
- (2) 留め付け間隔は、被覆材の外周部及び中間部ともに150ミリメートル以下とする。なお、(4)により柱又は間柱を切り欠くことで留め付けができない部分が生じる場合には、省略分を近傍に増し打ちする。
- (3) 防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、間柱その他の構造材のうち、当て木の断面寸法以上のものをもって当て木に代えることができる。
- (4) 柱及び間柱の間隔は、500ミリメートル以下とし、間柱の断面寸法は、30ミリメートル×105ミリメートル以上とする。やむを得ず、構造器具及び設備器具の設置により柱又は間柱を切り欠く場合は、第12の4の(2)に規定する材料により防火上支障のないよう処理する。
- (5) 防火被覆材の目地部分に設ける当て木の断面寸法は、45ミリメートル×105ミリメートル以上とする。また、床又は天井と壁の取合部、壁と壁との取合部に設ける当て木の断面寸法は、短辺が30ミリメートル以上で、断面積が1,140平方ミリメートル以上とする。なお、天井の下地を鋼製とする場合に天井と壁との取合い部に設ける当て木は、高さ40ミリメートル以上×幅30ミ

リメートル以上の鋼製ランナーとすることができる。

(6) 補助面材が設けられている部分については、補助面材の当て木又は間柱に接する部分を当て木又は間柱の断面寸法に含まれるものとみなすことができる。

2 界壁以外の部分の室内に面する壁の防火被覆材を2枚張りとする場合の下地及び留め付けは、次による。

(1) 防火被覆材は、柱、間柱その他の垂直部材及び土台、梁、胴差その他の横架材に留め付ける。1枚目に張る防火被覆材（以下「1枚目壁ボード」という。）の留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。

ア GNF40

イ 長さ40ミリメートル以上のステーブル

ウ 長さ28ミリメートル以上の木ねじ又はタッピンねじ

エ アからウに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具

(2) 1枚目壁ボードの上に張る防火被覆材（以下「2枚目壁ボード」という。）の留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。

ア GNF50

イ 長さ50ミリメートル以上のステーブル

ウ 長さ40ミリメートル以上の木ねじ又はタッピンねじ

エ アからウに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具

(3) 留め付け間隔は、1枚目壁ボードの外周部及び中間部はともに150ミリメートル以下、2枚目壁ボードの外周部及び中間部はともに200ミリメートル以下とする。なお、1の(4)により柱又は間柱を切り欠くことで留め付けができない部分が生じる場合には、省略分を近傍に増し打ちする。

(4) 防火被覆材は、壁の外周部を除き、1枚目壁ボードと2枚目壁ボードの目地が一致しないように配置する。やむを得ず目地が一致する場合は、当該部分の裏面に当て木を設ける。なお、間柱その他の構造材のうち当て木の断面寸法以上のものをもって当て木に代えることができる。

(5) 柱、間柱の間隔及び間柱の断面寸法は、1の(4)による。

(6) 当て木の断面寸法は、1の(5)による。

(7) 補助面材を設ける場合は、1の(6)による。

3 界壁の部分の防火被覆材の留め付けは、次による。

(1) 防火被覆材は、柱、間柱その他の垂直部材及び土台、梁、胴差その他の横架材に留め付ける。留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。ただし、2枚目に張るせっこうボードは、長さ50ミリメートル以上の留め金具で留め付ける。

ア GNF40

イ 長さ40ミリメートル以上のステーブル

ウ 長さ40ミリメートル以上の木ねじ又はタッピンねじ

- エ アからウに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具
- (2) 留め付け間隔は、外周部は 150ミリメートル以下、中間部は、 200ミリメートル以下とする。
 - (3) 防火被覆材は、壁の外周部を除き 1 枚目壁ボードと 2 枚目壁ボードの目地が一致しないように配置する。やむを得ず目地が一致する場合は、当該部分の裏面に当て木を設ける。なお、間柱その他の構造材をもって当て木に代えることができる。
 - (4) 当て木の断面寸法は、短辺が30ミリメートル以上で、断面積が1,140 平方ミリメートル以上とする。

第8 天井張り

- 1 界床以外の部分の室内に面する天井の防火被覆材を 1 枚張りとする場合の留め付けは、次の各号に適合するものとする。
 - (1) 防火被覆材は根太、野縁等に留め付ける。留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。
 - ア GNF40
 - イ 長さ40ミリメートル以上のステーブル
 - ウ 長さ28ミリメートル以上の木ねじ又はタッピンねじ
 - エ アからウに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具
 - (2) 留め付け間隔は、外周部は 150ミリメートル以下、中間部は 200ミリメートル以下とする。
- 2 界床以外の部分の室内に面する天井の防火被覆材を 2 枚張りとする場合の留め付けは、次による。
 - (1) 防火被覆材は、根太、野縁等に留め付ける。1 枚目に張る防火被覆材（以下「1 枚目天井ボード」という。）の留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。
 - ア GNF40
 - イ 長さ40ミリメートル以上のステーブル
 - ウ 長さ28ミリメートル以上の木ねじ又はタッピンねじ
 - エ アからウに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具
 - (2) 1 枚目天井ボードの上に張る防火被覆材（以下「2 枚目天井ボード」という。）の留め付けに用いる釘又はねじは、次のいずれかとする。
 - ア GNF50
 - イ 長さ50ミリメートル以上ステーブル
 - ウ 長さ40ミリメートル以上の木ねじ又はタッピンねじ
 - エ アからウに掲げるものと同等以上の品質及び寸法の留め金具
 - (3) 留め付け間隔は、1 枚目天井ボードの外周部及び中間部はともに 300ミリメートル以下、2 枚目天井ボードの外周部は 150ミリメートル以下、中間部

は 200ミリメートル以下とする。

- (4) 上階に床がある部分の天井において、天井の外周部を除き 1 枚目天井ボードと 2 枚目天井ボードの目地がやむを得ず一致する場合は、当該部分の裏面の仕様は、第 4 の 3 による。

第9 柱

柱の防火被覆は、屋外に面する部分にあつては第 2 の 2 に、室内に面する部分にあつては第 3 及び第 5 のいずれかに準じる。ただし、第 2 の 2、第 3 及び第 5 に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。

第10 梁

- 1 梁の防火被覆は、屋外に面する部分にあつては第 2 の 2 に準じ、室内に面する部分にあつては次のいずれかとする。ただし、第 2 の 2、第 3 から第 6 までに掲げる防火被覆を設けた壁及び天井の内部にあるものについては、これによらないことができる。

(1) 厚さ 9 ミリメートル以上のせっこうボード 2 枚張り

(2) 厚さ 12 ミリメートル以上の強化せっこうボード張り

- 2 第 8 の 1 及び 2 の規定は、梁の防火被覆を 1 の (1) 又は (2) とした場合に準用する。この場合において、第 8 中「根太、野縁等の横架材」とあるのは、「はり、根太、野縁等の横架材」と読み替えるものとする。

第11 下がり天井

下がり天井（設備機器の設置その他の必要から天井面の一部を下げた部分をいう。）を設ける場合の防火被覆及び天井構成は、当該室の天井と同一とする。

第12 その他

- 1 壁及び天井の防火被覆材の目地は、防火上支障のないよう処理する。
- 2 壁又は天井の防火被覆材を貫通して設備器具を取り付ける場合にあつては、当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないように不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆うものとする。
- 3 壁又は天井の防火被覆材を貫通して木材を取り付ける場合、当該木材の寸法は、防火被覆材を貫通する方向に 30 ミリメートル以上とする。なお、貫通する木材と防火被覆材との目地部分及び取合い部分には当て木を設ける。この場合の当て木は、第 7 の 1 の (5) の規定に関わらず短辺が 30 ミリメートル以上で、断面積が 1, 140 平方ミリメートル以上の木材とすることができる。
- 4 床又は天井と壁の取合部、壁と壁との取合部、天井内部における間仕切壁と横架材との間には、火炎が相互に貫通しないようファイヤーストップ材を設け

、その材料は、次のいずれかとする。ただし、上階に床が無い部分の天井の場合、天井内部における間仕切壁と横架材との間のファイヤーストップ材を省略することができる。

- (1) 厚さ30ミリメートル以上の木材
- (2) 厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重 0.024以上）、厚さ50ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重 0.024以上）又は厚さ 100ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）
- (3) 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード
- (4) 厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボード

5 第3及び第12の4の適用に当たっては、連続した室の面積の合計が10平方メートル以内となる場合においては、火気を使用する室が含まれる場合を除き、それらをまとめて1室として取り扱うことができるものとする。

6 外壁、界壁、界壁以外の部分の内壁、界床、界床以外の部分の天井、柱及び梁のうち、鉄筋コンクリート造としたものについては、第2から第6まで並びに第9及び第10の規定は適用しない。

7 本仕様における使用材料について、日本工業規格又は日本農林規格の指定があるものはそれぞれの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。